

定例教育委員会

議

案

議案第10号

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の
一部改正について

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成29年6月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱

平成29年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱（平成25年坂井市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「要綱」を「告示」に、「坂井市内」を「市内」に、「を対象と」を「に対して交付」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（交付対象大会）

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかとする。

- （1）北信越中学校体育連盟が主催する北信越地区総合体育大会
- （2）公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会
- （3）音楽コンクール等の文化活動において、文部科学省又は都道府県教育委員会が主催又は後援する北陸大会以上の大会
- （4）坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めた大会

（交付対象者）

第3条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、学校を代表して出場する生徒及び中学校で指導者として認定された外部指導者とする。

2 交付対象者の数（外部指導者を除く。）は、出場する各種競技の大会要項等に基づき登録した数とする。

第4条第2項中「、車賃」を「及び車賃」に改め、「通常の経路で」を削り、「旅費を対象」を「額」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 宿泊料は、1人当たり8,000円を限度とする。ただし、教育委員会が認めたときは、実額に応じて交付することができる。

4 激励金の額は、福井県中学校体育連盟から補助がある場合には、前3項に定める方法により算定した額に10分の7を乗じて得た額を交付する。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

第5条中「激励金の交付を受けようとする生徒の」を「交付対象者が」に改め、「次の各号に定める書類を添えて、教育委員会へ提出」を「激励金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添えて教育委員会に申請」に改め、同条第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「大会開催要項」を「大会要項等」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

（3）参加申込書の写し

第6条中「激励金の交付を受けようとする生徒の」を「交付対象者が」に改め、「次の各号に定める書類を教育委員会へ提出」を「大会出場結果報告書（様式第3号）に次に定める書類を添えて、教育委員会に報告」に改め、同条第1号を削り、第2号を第1

号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第7条中「教育長」を「教育委員会」に、「学校の指定した口座へ」を「速やかに」に改める。

第8条中「激励金の交付を受けた」を「教育委員会は、激励金の交付を受けた交付対象又は交付申請及び結果報告した」に、「場合」を「とき」に改め、「又は不正等」を「不正等」に改める。

第9条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第1号中「平成」を削り、「従い」を「より」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「平成」及び

「※交付額算出基準 (1) 北信越中学校総合競技大会・・・3割(補助分)減額
(2) 全国中学校体育大会・・・・・・・・2割(補助分)減額」を削る。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱(平成25年教育委員会告示第19号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<u>（趣旨）</u> 第1条 この告示は、<u>市内</u>の中学校の生徒（以下「生徒」という。）の文化・スポーツ活動を奨励し、技能の向上を図るために、文化・スポーツ大会に出場する生徒<u>に対して交付</u>する坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）について必要な事項を定める。 <u>（交付対象大会）</u> 第2条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかとする。 （1）北信越中学校体育連盟が主催する北信越地区総合体育大会 （2）公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会 （3）音楽コンクール等の文化活動において、文部科学省又は都道府県教育委員会が主催又は後援する北陸大会以上の大会 （4）坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めた大会 <u>（交付対象者）</u> 第3条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、学校を代表して出場する生徒及び中学校で指導者として認定された外部指導者とする。 2 交付対象者の数（外部指導者を除く。）は、出場する各種競技の大会要項等に基づき登録した数とする。	<u>（要旨）</u> 第1条 この要綱は、<u>坂井市内</u>の中学校の生徒（以下「生徒」という。）の文化・スポーツ活動を奨励し、技能の向上を図るために、文化・スポーツ大会に出場する生徒<u>を対象と</u>する坂井市中学校文化・スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）について必要な事項を定める。 <u>（交付対象大会）</u> 第2条 激励金を交付する大会は、次の各号のいずれかとする。ただし、中学校部活動以外での出場は対象としない。 （1）北信越地区総合体育大会（北信越中学校体育連盟主催） （2）全国中学校体育大会（公益財団法人 日本中学校体育連盟主催） （3）音楽コンクール等の文化活動において、文部科学省・都道府県教育委員会が主催または後援する北陸大会以上の大会 （4）坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めた大会 <u>（交付対象者）</u> 第3条 激励金は、生徒として部活動等の練習に励み、学校を代表して出場する者を対象とする。ただし、中学校で指導者として認定された外部指導者は交付の対象とする。 2 交付対象人数は、出場する各種競技の大会要項等に記載する登録メンバー数以内で実人数とする。ただし、登録メンバー数が大会要項等に記載さ

(交付対象経費及び交付額)

第4条 激励金の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、最も経済的で合理的な方法により、積算した額とする。

3 宿泊料は、1人当たり8,000円を限度とする。ただし、教育委員会が認めたときは、実額に応じて交付することができる。

4 激励金の額は、福井県中学校体育連盟から補助がある場合には、前3項に定める方法により算定した額に10分の7を乗じて得た額を交付する。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 交付対象者が在籍する学校長は、交付の対象となる大会への出場が決定した日から5日以内に、激励金交付申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

(1) 大会出場計画書(様式第2号)

(2) 大会要項等の写し

(3) 参加申込書の写し

(結果報告)

第6条 交付対象者が在籍する学校長は、交付の対

れていない場合は、各種競技の大会実施要項等に基づき登録した実人数を対象とする。

(交付対象経費及び交付額)

第4条 激励金の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃は、最も経済的で合理的な方法により、通常の経路で積算した旅費を対象とする。

3 宿泊料は1人当たり8,000円を限度とする。ただし、首都圏などでの開催で限度額を超えた場合には、実額に応じて交付することができる。

4 激励金の額は、福井県中学校体育連盟より補助がある場合には、次の各号に従い、補助割合分を減額した額(100円未満切捨て)を交付する。

(1) 北信越中学校総合競技大会・・・3割(補助分)減額

(2) 全国中学校体育大会・・・・・・2割(補助分)減額

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする生徒の在籍する学校長は、交付の対象となる大会への出場が決定した日から5日以内に、次の各号に定める書類を教育委員会へ提出しなければならない。

(1) 激励金交付申請書(様式第1号)

(2) 大会出場計画書(様式第2号)

(3) 大会開催要項の写し

(結果報告)

第6条 激励金の交付を受けようとする生徒の在籍する学校長は、交付の対

象となる大会が終了した日から5日以内に、大会出場結果報告書（様式第3号）に次に定める書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 大会成績結果
- (2) 大会出場部員等の名簿
- (3) 交通費及び宿泊費の精算書
(交付)

第7条 教育委員会は、前条の報告があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに 激励金を交付するものとする。

(返還)

第8条 教育委員会は、激励金の交付を受けた交付対象者又は交付申請及び結果報告をした学校長が次の各号のいずれかに該当したときは、当該激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 出場の決定報告及び結果の報告に虚偽、不正等があったとき。
- (2) 市の信用を著しく傷つけたとき。
- (3) その他激励金の目的に反すると認められたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

象となる大会が終了した日から5日以内に、次の各号に定める書類を教育委員会へ提出 しなければならない。

- (1) 大会出場結果報告書（様式第3号）
- (2) 大会成績結果
- (3) 大会出場部員等の名簿
- (4) 交通費及び宿泊費の精算書
(交付)

第7条 教育長 は、前条の報告があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは学校の指定した口座へ激励金を交付するものとする。

(返還)

第8条 激励金の交付を受けた学校長が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 出場の決定報告及び結果の報告に虚偽又は不正等があったとき。
- (2) 市の信用を著しく傷つけたとき。
- (3) その他激励金の目的に反すると認められたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

改正案（新）	現行（旧）
様式第1号（第5条関係） _____ 年 月 日 坂井市教育委員会 教育長 様 中学校名 校長 ⑩ 激 励 金 交 付 申 請 書 文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱第5条の規定に<u>より</u>、関係書類を添えて下記のとおり申請します。 記 1 大 会 名 2 交 付 申 請 額 金 円 3 添 付 書 類 (1) 大会出場計画書 (2) 大会要項等(写し) (3) 参加申込書 (写し)	様式第1号（第5条関係） 平成 年 月 日 坂井市教育委員会 教育長 様 中学校名 校長 ⑩ 激 励 金 交 付 申 請 書 文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱第5条の規定に<u>従い</u>、関係書類を添えて下記のとおり申請します。 記 1 大 会 名 2 交 付 申 請 額 金 円 3 添 付 書 類 (1) 大会出場計画書 (2) 大会要項(写し) (3) 参加申込書 (写し)

様式第2号（第5条関係）

____年 月 日

大会出場計画書

中学校

【種 目】 _____

1. 期 日 ____年 月 日（ ）～ 日（ ）

2. 会 場

3. 参加生徒 (学年)

4. 引率者（監督 _____）（外部指導者：有・無 _____）

5. 日 程

6. 対象経費

単位：円

項 目	金 額	内 訳	備 考
大会参加費			
交通費			交付対象
宿泊費			交付対象
昼食代			
合計			
交付申請額			100 円未満 切捨て

様式第2号（第5条関係）

平成 年 月 日

大会出場計画書

中学校

【種 目】 _____

1. 期 日 平成 年 月 日（ ）～ 日（ ）

2. 会 場

3. 参加生徒 (学年)

4. 引率者（監督 _____）（外部指導者：有・無 _____）

5. 日 程

6. 対象経費

単位：円

項 目	金 額	内 訳	備 考
大会参加費			
交通費			交付対象
宿泊費			交付対象
昼食代			
合計			
交付申請額			100 円未満 切捨て

※交付額算出基準（1）北信越中学校総合競技大会・・・3割（補助分）減額
 （ ） 全国中学校体育大会・・・・・・2割（補助分）減額

年 月 日

大会出場結果報告書

坂井市教育委員会 教育長 様

中学校名
校長

印

文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【種 目】 _____

1 大 会 名

2 交 付 額 金 円

3 経費内訳 単位：円

項 目	金 額	内 訳	備 考
大会参加費			
交通費			交付対象
宿泊費			交付対象
昼食代			
合計			
交付申請額			100 円未満 切捨て

平成 年 月 日

大会出場結果報告書

坂井市教育委員会 教育長 様

中学校名
校長

印

文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【種 目】 _____

1 大 会 名

2 交 付 額 金 円

3 経費内訳 単位：円

項 目	金 額	内 訳	備 考
大会参加費			
交通費			交付対象
宿泊費			交付対象
昼食代			
合計			
交付申請額			100 円未満 切捨て

※交付額算出基準 (1) 信越中学校総合競技大会・・・3 割(補助分)減額
(2) 全国中学校体育大会・・・2 割(補助分)減額

4 添付書類

(1)大会成績結果

(2)大会出場部員等の名簿

(3)交通費及び宿泊費の精算書

4 添付書類

(1)大会成績結果

(2)大会出場部員等の名簿

(3)交通費及び宿泊費の精算書

議案第 1 1 号

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 2 6 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成29年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）の5の補助事業者の欄を次のように改める。

一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第10号)新旧対照表

改正案（新）							現行（旧）						
別表第1(第2条関係)							別表第1(第2条関係)						
整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分	整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分
1	略	略	略	略	略	略	1	略	略	略	略	略	略
2	略	略	略	略	略	略	2	略	略	略	略	略	略
3	略	略	略	略	略	略	3	略	略	略	略	略	略
4	略	略	略	略	略	略	4	略	略	略	略	略	略
5	丸岡城天守を国宝にする市民の会事業補助金	丸岡城天守を国宝にする市民の会の運営及び活動を支援し、丸岡城天守国宝化の機運醸成を図ることを目的とする。	一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会	補助事業者の活動目的を達成するために必要な事業に要する経費	補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	略	5	丸岡城天守を国宝にする市民の会事業補助金	丸岡城天守を国宝にする市民の会の運営及び活動を支援し、丸岡城天守国宝化の機運醸成を図ることを目的とする。	丸岡城天守を国宝にする市民の会	補助事業者の活動目的を達成するために必要な事業に要する経費	補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	略

議案第 12 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

平成 29 年 6 月 26 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫